

令和2年7月8日

西大路小学校保護者の皆様

日野町立西大路小学校  
校長 正野 新造

## 台風接近など非常事態発生時における対応措置について<保存版>

盛夏の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。  
日頃は、本校の教育活動の推進にご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
さて、台風接近や記録的大雨など非常事態発生時には次のような場合に臨時休校となりますのでご承知おきください。  
なお、今後、台風が接近した場合などにはこの文書（下記）を参考にさせていただけたらと思います。

### 記

- 1 午前7時の時点で日野町が含まれる東近江地域もしくは湖東地域に特別警報または暴風警報が発令されている場合
  - ア. 学校は「**臨時休校**」となります。
    - \*この場合、学校へ連絡をいただいても、職員が出勤できずにいる場合もあるため、連絡が取れないことがありますのでご了承ください。
  - イ. 上記アの場合でなくても、大雨・洪水・大雪警報発令時に、特に危険性が予想され、日野町教育委員会や西大路小学校から「スクールめ〜る」により「本日は臨時休校」の連絡があった場合も臨時休校となります。
- 2 次の場合は、児童の登校を見合わせ「**自宅待機**」をさせていただきます。
  - ア. 午前7時の時点では日野町が含まれる東近江地域もしくは湖東地域に、特別警報または暴風警報が発令されていないが、その後まもなく発令をされる可能性が高い場合。
  - イ. 午前7時の時点では日野町が含まれる東近江地域もしくは湖東地域に、特別警報または暴風警報が解除されても、地域や通学路の状況から危険が予想される場合。
  - ウ. 一部の地域で気象状況（大雨・洪水・大雪等）や道路事情（決壊・崩土・倒木等）により、登校に危険が考えられる場合。
  - エ. バス通学児童でバス運行が停止となり、保護者の援助による登校も困難な場合。
  - オ. その他、保護者の判断で「登校が危険」と判断された場合。
    - \*必要に応じて、日野町教育委員会と協議の上で「始業時刻の繰り下げ」または「臨時休校」等の対応をとらせていただく場合があります。
    - \*このような場合には、「スクールめ〜る」をご覧ください、指示に従ってください。
- 3 大雨警報・洪水警報・大雪警報など暴風を伴わない警報の場合

原則として、**臨時休校となりません。**

  - \*西大路小学校や日野町教育委員会から特別な連絡がない限り、気をつけて登校させていただきます。
- 4 児童が登校した後に非常事態が発生した場合の対応措置  
児童が登校した後で、暴風による警報および特別警報が発令された場合には、児童の安全に配慮し下校時刻を繰り上げる場合がありますのでご了承ください。また、下校時に落雷の恐れがある時は、雷がおさまるまで学校で待機してもらうこともあります。
  - \*このような場合には、「スクールめ〜る」により連絡させていただきます。

地区懇のあとには↓

\*このような場合には、「スクールめ〜る」により連絡させていただきますので、**「緊急時の対応」に従って、児童のお迎えをお願いします。**